

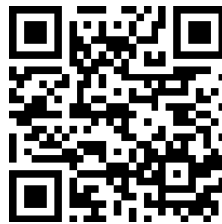
西原町産後ケア事業利用ガイド

妊娠 32 週以降から申請可能です！

※ただし、利用決定は出産後となります。



オンライン申請はこちらから →



西原町と委託契約している医療機関及び助産所で、助産師や保健師、看護師等の専門スタッフから、からだところ・育児のサポートを受けることができます。

内容

・母親への心身ケア

母親の健康管理や産後の生活のアドバイス、乳房のケアやトラブルについての相談、授乳方法の指導

・育児のサポート

沐浴や乳児のスキンケアなどの育児技術の指導、発育・発達に関すること

※入院とは異なりますので、育児や身の回りのことはできる限りご自身で行っていただきます。

※保育や家事のサービスではありません。

※産後ケア事業利用時における母のみの外出は認めません。

ご利用できる方

西原町に住所がある出産後 1 年未満の母親と乳児

※ショートステイ（宿泊型）については、受け入れ機関によって対象月齢、対象が異なります。

産後ケア事業を利用するには

①窓口やオンライン申請にて申請書記入（入力）。

必ず、母子健康手帳を準備ください。

②申請書類や入力内容の審査後、利用決定、利用決定兼利用券の通知。

※個人情報（産後ケア事業以外）には利用しません。

※オンライン申請の場合、入力内容に不備もしくは不明な点があった際に連絡させていただくことがあります。

その際は、確認がとれてからの、利用決定となります。

③申請者にて委託事業者へ予約

※ 実施施設の混み具合によっては、ご希望に添えない場合もあります。

④利用（全てのサービス合わせて 5 回まで ご利用いただけます。）

産後ケア事業サービスの種類

サービスの種類	ケアの内容	こんな方におすすめ
①短期入所型 （ショートステイ） 施設に泊まってリフレッシュ	・お母さんの食事、睡眠、休息の確保 ・授乳指導や育児の相談 ・赤ちゃんの体重測定や発育チェック	・夜泣きなどで睡眠不足が続いている ・心身ともに限界で、ゆっくり休みたい ・家事から離れて体を回復させたい
②通所型 （デイケア） 日帰りで施設に通う	・施設での日帰りの休息、ランチ提供（6Hのみ） ・赤ちゃんの体重測定や発育チェック ・乳房ケア （おっぱいマッサージなど）	・日中、相談できる人がいなくて不安 ・授乳や沐浴のコツをじっくり習いたい ・気分転換に外出したい
③訪問型（アウトリーチ） 助産師が自宅に来てくれる	・助産師がご自宅へ訪問 ・自宅の環境に合わせた授乳・育児指導 ・お母さんの体調相談、心のケア	・外出するのが体力的につらい ・自宅の環境に合わせた育児のアドバイスがほしい ・上の子がいて家を空けられない

・利用料（自己負担額）

サービス時に提供される食事代は別途自己負担となります。

事業の種類	世帯の区分	自己負担額 (1回～5回まで)
短期入所型	課税世帯	500円
	非課税世帯	0円
	生活保護世帯	0円
通所型 (3時間利用)	課税世帯	0円
	非課税世帯	0円
	生活保護世帯	0円
通所型 (6時間利用)	課税世帯	0円
	非課税世帯	0円
	生活保護世帯	0円
訪問型	課税世帯	0円
	非課税世帯	0円
	生活保護世帯	0円

※ショートステイ、デイケア、アウトリーチいずれも利用時間を短縮されても料金は変わりませ

必要な持ち物

・西原町産後ケア事業利用決定通知書兼利用券

・子育て応援プラン（ある方のみ）

・母子健康手帳・健康保険被保険者証・お母さんと赤ちゃんの衣類・オムツ・おしりふき

・ミルクまたは離乳食・哺乳瓶・フェイスタオル 短期入所は、きがえ、洗面用具、バスタオル等

必要な持ち物の詳細については、予約時にご確認ください。

ご利用上の注意

・妊娠 32 週以降から申請が可能ですが、利用の決定は出産の約 2 週間後となります。

(妊娠中は窓口申請のみとします。担当保健師による子育て応援プランの作成があります。)

・短期入所やデイサービス型 6 時間で提供される食事代は自己負担となります。

・短期入所型、デイサービス型は、お母さんと赤ちゃんと一緒にご利用ください。お母さんのみの外出は認めません。

・短期入所型、デイサービス型は、上のお子さんと一緒にご利用いただけません。

・予約後、利用のキャンセルをする場合は、速やかに施設へ連絡してください。利用日の前々日（各施設の休業日にご注意下さい）の午後 5 時までにご連絡がない場合は、キャンセル料が発生し、サービスを一回利用したとみなします。

・利用承認された利用期間や 5 回（泊）を超えて利用した場合は、全額自己負担での利用となります。
1 泊 = 1 回の利用とみなします。

・西原町を転出後に、「西原町産後ケア事業利用決定通知書兼利用券」を使用した場合は、利用料全額（委託基準額）を請求します。

・転入された方で、転入前に利用されていた場合は、転入元で利用されていた回数と合わせて 5 回までの利用となります。（例：転入元で 3 回利用の場合、西原町では 2 回の決定となります。）

・施設までの交通費は自己負担となります。

・産後ケア事業の利用後、QR コードからアンケートのご回答をお願いします。

お問い合わせ先

西原町役場子ども家庭センター（こども課母子保健係）

☎098-945-5311（内線 2710.2711.2712）

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00（土日・祝日除く）

